



あだち 広報

発行/東京都足立区 千120 足立区中央本町一丁目17番1号 ☎(880)5151・5161 編集/区民部国民年金課

足立区の 昭和62年3月1日現在

- 人口 632,989人
- 拠出年金被保険者数 157,441人
- 拠出年金受給権者数 35,967人
- 福祉年金受給権者数 7,060人

東京都足立区役所
千120 東京都足立区千住一丁目4番18号



国民年金についてのお問い合わせは

足立区役所 区民部国民年金課(中央本町庁舎)
中央本町一丁目17番1号

加入手続…適用係(2階2番窓口) } (880)5151
保険料の免除申請…記録係(2階1番窓口) }
口座振替

年金請求の手続…給付係(2階4番窓口) } (880)5161
保険料の納付相談…検認係(2階3番窓口) }

年金相談

一人で悩むよりお気軽に

毎月第1水曜日
時間 午前10時～午後3時30分
場所 国民年金課(中央本町庁舎2階)

61年4月1日から新しい国民年金がスタートしました

本格的な高齢化社会の到来に備え、年金制度を長期にわたり安定的に運営していくために年金制度が改正されました。

新しい年金制度では、加入者の範囲が従来の自営業などに加え、新たにサラリーマンやその配偶者(扶養されている人)も全員が加入することになりました。(表1)

あなたの加入する年金制度は (表1)

区分	被保険者	年齢	状 態
必ず加入する人	第1号被保険者	20歳 60歳未満	○自営業、自由業、農業従事者 ○老齢(退職)年金受給者の配偶者 ○老齢(退職)年金の受給資格を満たしている者とその配偶者 ○遺族年金受給者 ○障害年金受給者とその配偶者
	第2号被保険者	就職時 65歳未満	○厚生年金加入者(サラリーマンの人) ○共済組合員(サラリーマンの人)
	第3号被保険者	20歳 60歳未満	○厚生年金加入者および共済組合員の配偶者(扶養されている人)
希望すれば加入できる人	任意加入被保険者	20歳 60歳未満	○学生 ○老齢(退職)年金の受給者 ○昼間部の専修学校
		20歳 65歳未満	○海外に滞在している日本人
		60歳 65歳未満	○日本に住所があるサラリーマン以外の人

保険料は62年4月から変わります
昭和62年4月～昭和63年3月 月額 7,400円
保険料は納期限までに納めましょう

こんなときこんな手続きを

国民年金は、加入資格が変わることに届出が必要になります。(表2) この届出を忘れず、年金が受けられなくなる場合もありますので、必ず届出を。

(表2)

こ ん な と き	こうなります	届出に必要なもの	その他(メモでよい)
20歳になったとき (昼間部の学生、厚生年金、共済組合加入者を除く)	第1号被保険者	印 鑑	
会社等をやめたとき (厚生年金などの加入者でなくなったとき) ※配偶者がいる人は、あわせて届出してください。	第1号被保険者	印 鑑 年 金 手 帳	勤務先・退職年月日 厚生年金の記号番号
会社等にはいったとき (厚生年金などに加入したとき) ※配偶者がいる人は、あわせて届出してください。	第2号被保険者 ※第3号被保険者	印 鑑 年 金 手 帳 健 康 保 険 証	勤務先・就職年月日 厚生年金の記号番号 婚姻年月日
夫(妻)の扶養でなくなったとき (収入が増えたとき、離婚したとき)	第1号被保険者	印 鑑 年 金 手 帳	扶養でなくなった日
夫(妻)の扶養になったとき (収入が減ったとき、結婚して扶養になったとき)	第3号被保険者	印 鑑 年 金 手 帳 健 康 保 険 証	夫の勤務先・就職年月日 厚生年金の記号番号 婚姻年月日

国民年金からは基礎年金が支給されます

●基礎年金には次の3種類があります。

1. 老齢基礎年金
 2. 障害基礎年金
 3. 遺族基礎年金
- また、基礎年金のほかに国民年金の独自の給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金があります。

◎大正15年4月1日以前に生まれた人や昭和61年3月までに年金を受けている人は、今までどおりの年金を受けることとなります。



65歳前でも受けられますか?

●繰上げ請求

60歳～64歳でも繰上げ請求の手続きをすれば、減額された年金を受けることもできます。

1. 減額率は生涯かわりません。
2. 厚生年金の加入期間のある人が、老齢基礎年金を繰上げ請求しますと、特別支給の老齢厚生年金が65歳まで支給が停止されます。
3. 障害基礎年金や寡婦年金は請求できなくなります。
4. 遺族厚生(共済)年金と老齢基礎年金とは、繰上げ請求しても65歳までは、どちらか一つを選ぶことになります。

◎65歳から満額の622,800円受けられる人が、繰上げ請求をしたときは下記のように減額されます。

繰 上 げ 請 求		
年 齢	支 給 率	年 金 額
60歳	58%	361,200円
61歳	65%	404,800円
62歳	72%	448,400円
63歳	80%	492,000円
64歳	89%	534,300円

自営業の人など(第1号被保険者)が受けられる年金

1. 付加年金
より高い年金を希望される人が付加保険料を上らせて納め、将来、老齢基礎年金と合わせて受ける制度です。
2. 寡婦年金
老齢基礎年金を受ける資格のある夫(結婚期間が10年以上)が亡くなったときに、妻が60歳から65歳になるまで受けられます。
3. 死亡一時金
保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに亡くなったとき。

老齢基礎年金 いつからいくらもらえるか

●年金を受けるためには……

老齢基礎年金は、国民年金の保険料を納めた期間や保険料の免除を受けた期間などを合わせて25年以上ある人が65歳から受けられます。

ただし、昭和5年4月1日以前に生まれた人は、生年月日により21年から24年の資格期間でも受けられます。(表3)

●年金はいくらもらえますか?

老齢基礎年金の額は622,800円です。(昭和61年度価格)ただし、これは60歳になるまでに国民年金に加入できる年数(加入可能年数)についてすべて保険料を納めた人の場合です。

保険料の納め忘れがある人や国民年金の加入期間が加入可能年数より少ない人は、その期間に応じて年金額が減額されます。(年金額計算式により計算されます)

また、保険料の免除を受けた期間は5割で計算されます。

※年金額計算式

$$622,800円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{保険料免除月数} \times \frac{1}{2}}{\text{加入可能年数} \times 12} = \text{年金額}$$

※「加入可能年数」とは……

20歳から60歳までの期間(40年間)ですが、昭和16年4月1日以前に生まれた人は、昭和36年4月1日から60歳までの期間をいいます。(表3)

資格期間及び加入可能年数早見表 (表3)

生 年 月 日	資 格 期 間 (年金を受けるために最低必要な期間)	加 入 可 能 年 数 (満額の年金を受けるために必要な期間)
大正14年4月2日以降 昭和2年4月1日以前	21年	25年
昭和3年4月1日以前	22年	26年
昭和4年4月1日以前	23年	27年
昭和5年4月1日以前	24年	28年
昭和6年4月1日以前	25年	29年
昭和7年4月1日以前	25年	30年
昭和8年4月1日以前	25年	31年
昭和9年4月1日以前	25年	32年
昭和10年4月1日以前	25年	33年
昭和11年4月1日以前	25年	34年
昭和12年4月1日以前	25年	35年
昭和13年4月1日以前	25年	36年
昭和14年4月1日以前	25年	37年
昭和15年4月1日以前	25年	38年
昭和16年4月1日以前	25年	39年
昭和16年4月2日以降	25年	40年

66歳以降に年金を受けることもできます

●繰下げ請求

66歳以降(70歳まで)の支給開始を希望すれば、年金額は増額されます。

支給の繰下げは、66歳以降の支給開始を請求するときに申し出をしてください。

繰 下 げ 請 求	
年 齢	支 給 率
66歳	112%
67歳	126%
68歳	143%
69歳	164%
70歳以上	188%



厚生年金や共済組合に加入したことがある人は…

●老齢基礎年金と老齢厚生(退職共済)年金が受けられます

老齢基礎年金を受けられる加入期間のある人が、60歳以上で退職しているときは、65歳になるまで特別支給の老齢厚生(退職共済)年金が受けられます。

65歳になると国民年金から老齢基礎年金が、厚生年金(共済組合)からは老齢厚生(退職共済)年金が受けられるようになります。

その他の年金

- その他の年金
1. 病気やケガで障害者になったとき
国民年金加入中に病気やケガで障害者になったとき障害基礎年金が受けられます。また、20歳前の病気やケガで障害者になった人も、20歳になると障害基礎年金が受けられます。
 2. ご主人が亡くなったとき
国民年金加入中に病気やケガで障害者になったとき、その人によって生計を維持されていた、子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されます。

保険料の納める方法が変わります

今までの納付方法		新しい納付方法(62年4月から)				
納 付 書	1ヵ月納付 (納期限は各月の末日です)	1ヵ月納付 または 前納 (1年分まとめて 納める方法) のどちらか希望の方法 で納付して下さい	*納付書が冊子式になります。 *納付書は4月(1年前納用+4月~9月分)と10月(10月~翌年3月分)に、年2回に分けてお送りします。 *納期限は 1ヵ月納付……各月ごとの翌月の末日です。 1年前納……4月30日です。			
	6ヵ月納付					
	前納					
口 座 振 替	3ヵ月振替	*1ヵ月ごとの振替になります。				
		引落日	4月15日	5月15日	6月15日	以降 毎月引落し
		金額	21,300円	7,400円	7,400円	
	納付月分	62年1~3月分	62年4月分	62年5月分		
	前納	前納	*振替済のお知らせは3ヵ月分まとめてお送りします。 *1年前納の方は今までどおり、まとめて4月15日に振替します。			

保険料の納付は口座振替で

- 62年4月分から毎月引落しになりましたので便利です
 - 預金不足がないかぎり、納め忘れがありません
 - ご家族の方の預金口座からも振替できます
- お申込みは、あなたまたはご家族の方の預金口座のある金融機関(郵便局を除く)で手続きしてください。
- *手続きに必要なもの*
- 1.国民年金手帳または納付書
 - 2.預金通帳
 - 3.印鑑
(通帳に使用しているもの)

*納め忘れの方は、2年前までさかのぼって納付することができますのでご相談ください。

国民年金保険料を納められない方へ

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な時は、保険料免除の手続きをしてください。(任意加入の人は除く)

免除の手続きをして承認されますと、保険料を納めなくても未納にはならず、受給に必要な期間に計算されます。

保険料を免除された期間については、 $\frac{1}{3}$ の年金を受けることができます。

もし、保険料を納めないままにしておくと年金を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

●手続きの方法

国民年金手帳、印かんをご持参ください。

あきらめないで、あなたの年金

60歳から任意加入

新しい国民年金では、60歳から65歳になるまでの間、任意加入することができるようになりました。

60歳までに年金受給資格期間を満たすことができない人も、60歳以降、任意加入して年金を受けられる場合もあります。

また、加入可能年数に足りない人が任意加入して、満額の年金を受けることもできます。

カラ期間のある人

次の期間などのある人は、その期間も資格期間として計算されます。

- ①サラリーマンの奥さんなどが、国民年金に任意加入しなかった期間
- ②学生で任意加入しなかった期間
- ③厚生年金の脱退手当金を受けた期間で、昭和36年4月以降の期間(昭和61年4月以後国民年金加入期間のある人)
- ④外国に住んでいた期間で昭和36年4月以降の期間

厚生年金のことは足立社会保険事務所

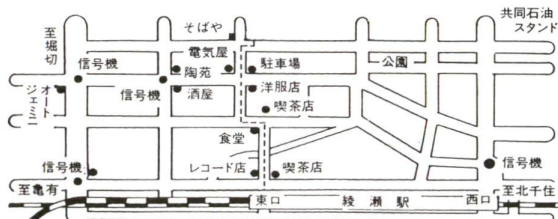
所在地 〒120 足立区綾瀬2丁目17番9号 電話 (604)0111

社会保険事務所では、厚生年金及び国民年金について社会保険庁とのオンラインシステムにより個別・具体的な年金相談に応じています。

- 相談内容 ○厚生年金保険の加入期間および年金見込額
○現在年金を受けている方の記録および支払額

相談時間 午前9時15分~午後4時30分(土曜日は11:30まで)
土曜日は待ち時間が長くなりますので、なるべく平日をご利用ください。

相談は、ご本人が直接年金手帳や年金証書を持って、社会保険事務所へおいでください。しかし、やむを得ない事情により代理の方がおいでになるときは、本人の署名押印入りの依頼状をお持ちください。



保険料積立金の還元融資

国民年金保険料は、年金支払いのための財源として積立てられるほか、地方公共団体に長期低利で融資され、児童館、老人館、プールなどの福祉施設建設に役立てられています。

昭和61年度に融資をうけた施設

- 梅田、鹿浜、西伊興、興本の各体育館
鹿浜、興本、(仮)加平一丁目の各児童館・老人館
中央本町保健相談所及び(仮)平野ゲートボール場

国民年金ことぶき友の会

老齢年金・通算老齢年金を受けていらっしゃる方々のたのしい集まりです。あなたの入会をお待ちしております。

ことぶき友の会では、安い費用で会員の親睦旅行を行うほか、各種のレクリエーションなどのいろいろな行事を行います。

- くわしくは———ことぶき友の会事務局へ
千代田区丸の内3-8-1 電話(211)1905